



蕨がもっと好きになる



だれもが住んでよかったと思えるまちへ
平成19年度も市政を全力で進めます。

特集

施政方針表明の全文

平成19年度の市政を
どう進めていく
施政方針表明全文



平成19年度の決意

「輝かしい蕨市を築くため 全力を上げて市政を運営」

改革と協働を柱にして
各種事業や施策を展開していきたい



蕨市長
たなか けいいち
田中 啓一

2月26日から3月23日まで開かれた平成19年第1回蕨市議会定例会の初日に施政方針表明を述べる田中啓一蕨市長

安全で安心そして個性豊
かで活力あるまち目指す

本 日ここに、平成19年第1回蕨市議会定例会を招集申し上げ

ましたところ、議員各位には、公私ともたいへんお忙しいなか、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、平成19年度の当初予算をはじめとする重要な案件をご審議いただくこととなりますが、この際、私が市政に臨む基本的な考え方や、予算に対する編成方針、更には、予算の大綱を申し上げます。議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願いする次第であります。さて、今、日本は本格的な人口の

減少や少子高齢化の到来によって、今までに経験したことのない社会環境の変化に直面しています。また、経済は、「いざなぎ景気」を超える長期の好調が続いているといわれていますが、地域経済には、その実感がないのが実情であります。

そのため、政府は、国民が安心して生活できる社会保障制度を維持しながら、夢や希望が持てる社会の構築を目指す「美しい国づくり」政策を打ち出すとともに、国と地方との役割の分担や関与の在り方をもう一度見直すなど、地方分権の更なる推進を図ろうとしています。

地方自治体は、こうした社会情勢の変化や市民要望を的確に捉えなが



平成19年第1回茨市議会定例会

ら、進む地方分権に対応した市政運営が、強く求められているところであります。そして、この分権社会の根底には、地域のことは地域が自ら責任を持つ」という、「自主・自立」の精神がたいへん重要になっています。

地方の自立を思うとき、私の脳裏に去来するのは、江戸時代末期に農業を通して村興しを成し遂げた二宮尊徳の「報徳仕法」の教えであります。それは、人々が私欲を捨てて社会に貢献すれば、いずれ自分に還元されるという考えの下に、経済と道徳を融和させ、地方自治の基本であります自助と互助を基調として、自立と連帯の地域社会を築いていくことであり、私が市政を進める基本的な姿勢でもあります。

こうした考え方を常に念頭に置きながら、市民の皆さんが「安全で安心して暮らせるまち」「個性豊かで活力あるまち」の実現を目指して、新年度は「改革」と「協働」をキーワードに市政を推進していきたいと考えています。

改革では、現在、全職員を上げて取り組んでいます「行政経営戦略プラン」を着実に実行することで、「行財政改革」をいっそう加速させ、より効率的で効果的な市政運営を進めながら、市民サービスの向上を図ってまいります。

この戦略プランは、80推進項目の内、既に実施または実施を決定した

ものが60項目、進捗率にして75%まで進んでいます。これまでに実施した主な項目としては、職員数の削減や特別職・一般職の期末手当の削減、行政委員会・審議会の委員報酬の見直し、都市計画税の見直し、そして、指定管理者制度の導入などがあります。その効果額は、17年度と18年度の2年間で約10億円と見込んでいるところであります。

新年度は、残る推進項目の中から行政評価制度やパブリック・コメント制度の導入、各種審議会等の公開など、新しいシステムの構築に取り組んでまいります。

このように経営的な視点を取り入れた戦略プランの実行によって、将来にわたり安定した、足腰の強い行財政基盤を確立していきたいと思っています。

一方、市民の皆さんと市の「協働」のまちづくりは、地域コミュニティを礎として、これまで先人が築いてきた歴史や伝統をたいせつにしながら、次代を担う子どもたちに誇れるまちを、市民の皆さんとしっかりと汗を流し、知恵を出し合い、つくっていくことでもあります。

そのため、18年度に策定しました「市民参画・協働のまちづくり指針」を基に、市民と市がパートナーとなつて、すばらしいまちづくりを進めていくしくみを作っていきます。

とりわけ、団塊の世代が定年を迎える今日、そうしたかたがたが、

さまざまな分野で培った豊かな経験や知識、技術などを地域社会で発揮できるように、コミュニティ活動やNPO、ボランティア活動などの拠点となる総合的な活動センターの設置を検討してまいります。

また、「協働」のまちづくりをいっそう進めるために、市政情報の積極的な提供や審議会・委員会などへの参加の機会を拡大するなど、市民参画のしくみも作り、市民と市の信頼関係を深めていきたいと思っています。

以上が今後の市政に臨む基本的な考え方ですが、平成19年度の予算編成に当たりましては、依然として厳しい財政状況が続いていますので、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、限られた予算の重点的な配分をして、市民生活優先の事業を展開していきたいと考えています。

3つの基本方針を立てて 予算の重点的配分を行う

そ れでは、ここで、平成19年度予算の大綱について申し上げます。我が国の社会経済情勢は、所得や消費、資産の格差が広がる、いわゆる「格差社会」が進んでいるといわれています。その解決策の一つとして、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、平成19年度予算を「新たな挑戦の10年」と位置付け、2010年代初頭における基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化

による歳入・歳入一体改革を進めて、後世の人たちに負担を先送りすることなく、国民が安心して暮らすことができる社会保障制度の構築を目指しています。

一方、平成19年度の地方財政計画の規模は、国の歳出見直しに歩調を合わせ、地方歳出も抑制の方向にあり、前年度に比べて約250億円削減され、その規模は、総額83兆1200億円程度と6年連続の減少となりました。したがって地方交付税総額も前年度より7000億円減の15兆2000億円程度となっています。

こ

のようなかにあつて、歳市の財政は、歳入では恒久的減税制度の廃止による定率減税の全廃や、景気の回復による一部法人企業の好調により、市税が昨年より11.2%伸びているところではありますが、三位一体改革による地方交付税の大幅な減額や所得譲与税の全廃など、予算を許さない情勢になっています。

また、歳出では、増加する社会保障費をはじめ、公共施設の維持管理や補修費など、予算に占める経常経費の割合が非常に高くなってきており、財政の硬直化を招いています。

こうした状況を踏まえて、編成しました平成19年度一般会計の予算規模は、前年度と比較いたしました15%増の186億5000万円となりました。

また、国民健康保険特別会計をは



脳ドック受診費の補助が25000円に。写真は検査機器のMRI

じめとした6つの特別会計の総額は、176億3900万円、病院・水道の両企業会計の総額は、42億6549万1000円となり、これらすべてを合わせた、歳市全体の予算総額は、405億5449万1000円となったところであります。

そ れではここで、予算編成に当たりましての基本方針と特に配慮した事業につきまして申し上げます。平成19年度は、安全で安心して暮らせるまち、「個性豊かで活力あるまち」の実現に向けて、3つの基本方針を立て、予算の重点的な配分を行ったところであります。

まず、第1の方針は「安心とゆとりを実感できるまちづくり」の推進であります。市民の皆さんが健やかに安心して暮らせるように、健康づくりや福祉の支援体制づくりを進め、ゆとりが実感できるまちを築いていきます。

主な事業としましては、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境と、子育て家庭を支援するために、既に3園の保育園で行っています一時的保育を、くるみ保育園でも行うほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、3歳未満児の児童手当の加算や幼稚園児補助金の増額など、給付制度のいっそうの充実を図ります。

また、生活習慣病の原因といわれている内臓脂肪型症候群いわゆるメタボリックシンドローム予防のため、40歳から74歳までのかたを対象とした健康診断計画の策定や、人間ドック・脳ドックなどの成人検診の充実を図り、健康づくりから予防までの一元化した支援を行ってまいります。

そして、高齢者や障害者が安心してゆとりある生活ができるよう、高齢者世帯や重度障害者世帯、ひとり親世帯で、市内の民間賃貸住宅に転居する際に、入居保証人がいない場合の初回保証料や、通所施設を利用する障害者の給食費を助成してまいります。

一方、急速な高齢化に伴う医療費の増加に対する対策として、県内全市町村で構成する後期高齢者医療広域連合への参加や、平成20年度に改定する老人保健福祉計画の実態調査を行うなど、高齢者福祉施策の充実を図ります。

第

2の方針は、「安全と豊かな心を育むまちづくり」の推進であります。子どもからお年寄りまで、

市民のだけれどもが安全に、そして、心豊かに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

主な事業としては、子どもたちがこれからの国際社会をたくましく生き抜く力を養うために、従来の事業に加え、外国人指導助手（ALT）や地域の人材を活かした、実践的な取り組みを行う小学校英語教育推進事業を展開し、スクール支援員やさわやか相談事業の拡充を図るなど、きめ細かな教育活動を支援し、相談体制を強化してまいります。

また、放課後の安全な居場所づくりとして、全小学校で毎週月曜日と月1回程度の土曜日に、余裕教室を活用した放課後子ども教室を開催し、新しい活動拠点づくりを進めます。

なお、学校施設の整備につきましては、児童・生徒の安全と快適性を確保するために、昨年から行っています耐震診断の結果を基に、東小学校、西小学校、中央東小学校校舎の平成20年度着工に向けて、校舎耐震補強設計を行うほか、南小学校図書室への空調機設置や、第一中学校のエレベーター改修工事などを計画的に進めてまいります。

一方、児童・生徒の通学路や生活道路の安全を守るために、交通事故が多発している北町地区で、車道と歩道を区別する白線や横断歩道の整備などを行い、交通環境の安全性を高めていきます。

このほか、増え続ける救急車の要

請にこたえるため、高規格救急自動車2台から3台に増やし、緊急通信指令装置の更新整備を行います。

また、心停止時に即座に対応するための自動体外式除細動器（AED）を全公民館に配置して、使用方法などの講座を開催し、救命率の向上と安全対策への市民知識の高揚に努めてまいります。

第3

3の方針は、快適で活力とにぎわいのあるまちづくりの推進であります。都市基盤の計画的な整備を進め、市民のだけれどもが住み続けたいと思える、快適で魅力的な都市空間づくりを進めてまいります。

蕨市の新たな魅力となる駅西口地区市街地再開発事業は、県から設立認可されました7番街区市街地再開発組合によりまして、地下1階、地上30階の住宅棟と公民館や保育園を含む公共施設建設が、今年秋から平成21年度の完成に向けて、いよいよ始まります。



まちの活性化へ向けた蕨駅西口地区市街地再開発

また、錦町土地区画整理事業の速やかな進捗や、市内各地区の道路や歩道整備のほか、西仲公園の整備や、平成20年度以降の工事に向けて第一中学校わきの跨線橋の補修設計を行うなど、都市基盤整備を計画的に進めます。

そして、現在の蕨市は木造住宅が密集し、過密なまちとなっていますから、耐震基準改正以前の木造住宅に対して、耐震診断の補助制度を新設して、市民の皆さんが安全で安心して生活できる災害に強いまちを、いっそう推進いたします。

このように新年度におきましても、福祉や教育、市民生活、都市基盤整備といった各分野でさまざまな事業を展開して、「市民福祉の向上」に全力で取り組んでまいります。

以上が平成19年度予算の大綱並びに基本方針と主な事業の概要であります。

市民みんなで環境問題を考え行動することが大事

ところで、今年の冬は全国的に暖かで、雪が少ない気象現象が続いています。

そのため、農業や観光、更には、ガスや灯油の消費量などにも影響が出ているといわれています。こうした暖冬は、太平洋上の海面水温の上昇、いわゆるエルニーニョ現象が大気の流れに影響を及ぼしているからだそうですが、そうした現象を引

き起こしている原因として、多くの専門家が「人間のさまざまな活動によるもの」と指摘しています。それは、つまり、環境への配慮を欠いた人間の行動の結果だろうといわれ、このまま温暖化が進みますと、地球上の生態系が変わってしまうのではないかと心配されています。

そこで、市では、新年度も大気汚染やダイオキシンの環境調査をはじめ、雨水利用の促進や環境フォーラムの開催など、環境保全対策を積極的に進めてまいります。最も大事なことは、私たち1人1人が「このくらいなら」とか「自分ぐらいは」といった勝手な考えを捨て、省エネルギー、省資源に取り組み、身近な地域社会から日本や地球の未来を守っていくことでもあります。21世紀は環境の世紀といわれて久しいわけですが、今こそ、市民みんなで環境問題を考え、行動することが大事です。「環境を壊すのが人間ならば、環境を元に戻すのも人間の責任だ」ということを、しっかりと心に刻みたいと思います。

以上、平成19年度は、環境問題に取り組みながら、「改革」と「協働」を市政推進のキーワードとして、さまざまな事業や施策を展開し、将来の輝かしい蕨市を築く確かな年にしていきたいと思っています。どうか、議員各位をはじめ、市民の皆さんには、今後ともいっそうのご支援とご協力を、心からお願ひ申し上げます。施政方針といたします。

議案

◎今議会で可決された

平成19年第1回蕨市議会定例会で可決された議案は、合計42件です。ここでは、その議案名と新規条例をご紹介します。

議案名

- 新規条例
 - ・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - ・蕨市庁舎整備基金条例
 - ・蕨市副市長定数条例
 - ・蕨市安全安心まちづくり条例
 - ・蕨市路上喫煙の防止等に関する条例
 - ・蕨市公共事業評価監視委員会条例
 - ・蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

- 一部を改正する条例
 - ・職員給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ・市長、助役及び収入役退職手当条例及び蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市職員退職手当条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市手数料条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市自転車放置防止条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市小口事業資金融資条例及び蕨市中小企業経営合理化資金融資条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市介護保険条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例
 - ・蕨市私立幼稚園児補助金支給条例の一部を改正する条例

- 平成18年度補正予算
 - ・蕨市一般会計補正予算
 - ・蕨市国民健康保険特別会計補正予算
- 平成19年度当初予算
 - ・蕨市一般会計予算
 - ・蕨市国民健康保険特別会計予算
 - ・蕨市老人保健医療特別会計予算
 - ・蕨市公共下水道事業特別会計予算
 - ・蕨市計画事業錦町土地区画整理事業特別会計補正予算
 - ・蕨市計画事業中央第一土地区画整理事業特別会計予算
 - ・蕨市介護保険特別会計予算
 - ・蕨市立病院事業会計予算
 - ・蕨市水道事業会計予算
- その他
 - ・損害賠償の額を定め、和解することについて
 - ・戸田競艇組合の規約変更について
 - ・埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
 - ・蕨戸田衛生センター組合の規約変更について

新規条例

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - （蕨市職員定数条例の一部改正）
 - 第1条 蕨市職員定数条例（昭和37年蕨市条例第29号）の一部を次のように改正する。
本則中、助役、収入役を、副市長に改める。
 - （蕨市特別職報酬審議会条例の一部改正）
 - 第2条 蕨市特別職報酬審議会条例（昭和39年蕨市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条中、助役、収入役を、「副市長」に改める。
 - （市の機関の請求によつて出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正）
 - 第3条 市の機関の請求によつて出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償に関する条例（昭和37年蕨市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改める。
 - （市長、助役及び収入役の諸給与支給条例の一部改正）
 - 第4条 市長、助役及び収入役の諸給与支給条例（昭和39年蕨市条例第51号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
市長及び副市長の諸給与支給条例 第1条中、「助役及び収入役」を「及び副市長」に、「三役」を「市長等」に改める。
第2条第1項中「三役」を「市長等」に改め、同項の表中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。
第3条及び第4条第1号中「三役」を「市長等」に改める。
（職員等の旅費に関する条例の一部改正）
 - 第5条 職員等の旅費に関する条例（昭和44年蕨市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第19条中「助役、収入役」を、「副市長」に改める。
 - （蕨市財産評価委員会条例の一部改正）
 - この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の
- 約変更について
 - ・市道路線の廃止について
 - ・市道路線の認定について
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - （蕨市職員定数条例の一部改正）
 - 第1条 蕨市職員定数条例（昭和37年蕨市条例第29号）の一部を次のように改正する。
本則中、助役、収入役を、副市長に改める。
 - （蕨市特別職報酬審議会条例の一部改正）
 - 第2条 蕨市特別職報酬審議会条例（昭和39年蕨市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条中、助役、収入役を、「副市長」に改める。
 - （市の機関の請求によつて出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正）
 - 第3条 市の機関の請求によつて出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償に関する条例（昭和37年蕨市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改める。
 - （市長、助役及び収入役の諸給与支給条例の一部改正）
 - 第4条 市長、助役及び収入役の諸給与支給条例（昭和39年蕨市条例第51号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
市長及び副市長の諸給与支給条例 第1条中、「助役及び収入役」を「及び副市長」に、「三役」を「市長等」に改める。
第2条第1項中「三役」を「市長等」に改め、同項の表中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。
第3条及び第4条第1号中「三役」を「市長等」に改める。
（職員等の旅費に関する条例の一部改正）
 - 第5条 職員等の旅費に関する条例（昭和44年蕨市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第19条中「助役、収入役」を、「副市長」に改める。
 - （蕨市財産評価委員会条例の一部改正）
 - この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の
- 平成18年度補正予算
 - ・蕨市一般会計補正予算
 - ・蕨市国民健康保険特別会計補正予算
- 平成19年度当初予算
 - ・蕨市一般会計予算
 - ・蕨市国民健康保険特別会計予算
 - ・蕨市老人保健医療特別会計補正予算
 - ・蕨市公共下水道事業特別会計補正予算
 - ・蕨市計画事業錦町土地区画整理事業特別会計補正予算
 - ・蕨市計画事業中央第一土地区画整理事業特別会計補正予算
 - ・蕨市介護保険特別会計補正予算
 - ・蕨市立病院事業会計補正予算
 - ・蕨市水道事業会計補正予算
- その他
 - ・損害賠償の額を定め、和解することについて
 - ・戸田競艇組合の規約変更について
 - ・埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
 - ・蕨戸田衛生センター組合の規約変更について

規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日から施行する。

●蕨市庁舎整備基金条例

（設置）

第1条 本市の庁舎の計画的な改築又は大規模改修に要する資金に充てるため、蕨市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算をもってこれを定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に及び、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、蕨市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現

金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、庁舎の計画的な改築又は大規模改修に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

蕨市副市長定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、本市副市長の定数を1人とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（蕨市助役定数条例の廃止）

2 蕨市助役定数条例（昭和23年蕨市条例第2号）は、廃止する。

蕨市安全安心まちづくり条例

（目的）

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地所有者等（以下、市



西小学校児童の下校を見守る「地域の子供を見守り隊」

民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市民等の防犯及び防災意識の高揚と自主的な防犯及び防災活動の推進を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪

法令に違反して、市民の生命、身体及び財産を脅かす行為をいう。

（2）防犯

犯罪の発生を未然に防止する活動をいう。

（3）災害

暴風、豪雨、洪水、地震その他自然災害及び大規模火災等により生ずる被害をいう。

（4）防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合におけ

る被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（5）市民

市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（6）事業者

市の区域において、商業、工業その他の事業を営むものをいう。

（7）土地所有者等

市の区域に存する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

（8）関係行政機関

市の区域を管轄する警察署その他安全安心に関する事務を所管する官公庁をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働することを旨として行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、相互扶助と自立自立の精神の下に、地域における安全及び安心を確保するための活動を育むことを旨として行われなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び災害から得た教訓を日常生活に生かし、後の世代にこれを継承していくことを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念以下、基本理念」という。）の復旧を図ることをいう。

高揚のための啓発活動、安全で安心なまちづくりを推進するための環境整備その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民等及び関係行政機関と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物を自ら良好な環境に保つよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進団体の育成）

第8条 市は、市民等の安全意識の高揚並びに自主的な防犯及び

防災活動の推進を図るため、推進団体の育成に努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

蕨市路上喫煙の防止等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）道路等

道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

（2）路上喫煙

道路等において喫煙することをいう。

（3）事業者

市内で事業活動を行うすべての者をいう。

（4）市民等

市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通

る被書の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

る被書の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

過する者をいふ。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者及び市民等の責務)

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第5条 国、埼玉県その他の関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(路上喫煙の防止)

第6条 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等の所有者その他の道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所において、この限りでない。

(路上喫煙禁止区域)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める区域を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」といふ。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

蕨市公共事業評価監視委員会 条例 (設置)

第1条 事業着手から一定期間が経過した市が実施する公共事業等について再評価を実施する

ため、蕨市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。(一)市長の諮問に応じ、市から提出された再評価を実施する事業の対応方針案について審議を行い、市長に対して答申を行うこと。(二)公共事業の再評価の実施状況等について、市から報告を受けること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以上をもって組織し、公平な立場にある有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正) 2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年蕨市条例第4号)の一部を次のように改正する。別表第1介護給付費等の支給に関する審査会委員の項の次に次のように加える。

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙

●蕨市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

第1条 この条例は、公職選挙

公共事業評価監視委員会委員(注)		
委員	委員長	委員
5,000	5,400	5,900
日額	日額	日額

法(昭和25年法律第100号。以下「法」といふ。)(第142条第11項の規定に基づき、蕨市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に關し必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公費負担)

第2条 蕨市長の選挙における候補者(以下「候補者」といふ。)(第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができ。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)(の規定により蕨市に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の契約締結の届出) 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に關し有償契約を締結し、蕨市選挙管理委員会(以下「委員会」といふ。)(が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第4条 蕨市は、候補者前条による届出をした者に限る。(が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ

の1枚当たりの作成単価7円30銭に当該ビラの作成枚数当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき委員会

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

の1枚当たりの作成単価7円30銭に当該ビラの作成枚数当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき委員会

が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。(を乗じて得た金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払つ。

(ビラの作成の公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

(委任) 第6条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。